

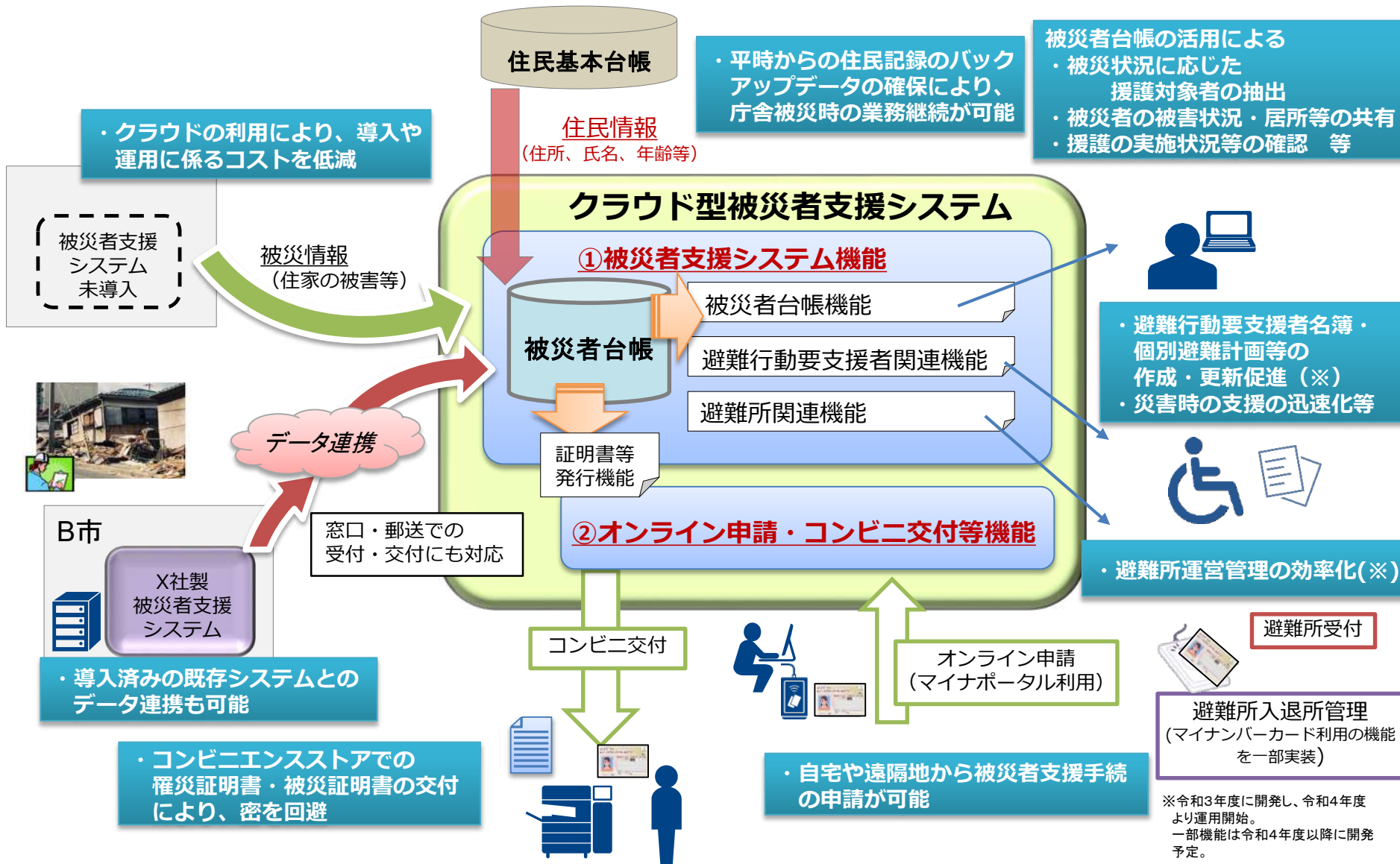
クラウド型被災者支援システムについて

内閣府 政策統括官（防災担当）

1. 被災者支援業務の概要 …P 3
2. クラウド型被災者支援システムの政策的位置づけ …P 7
3. 地方財政措置の概要 …P11

1. 被災者支援業務の概要

クラウド型被災者支援システムの概要



クラウド型被災者支援システム構築の目的

平 時

発災時

応急期

復旧期

・避難行動要支援者名簿・
個別避難計画等の作成

・避難所の管理
・避難者の管理（入退所等）

・住家の被害認定調査
・罹災証明書の交付

・各種被災者支援手続（※）

※被災者生活再建支援金、災害弔慰金、
災害障害見舞金、災害援護資金 等



避難行動要支援者名簿
個別避難計画

被災者台帳の作成

<効 果>

適切な避難支援等の実施

迅速・適確な援護実施
（援護の漏れ、
二重支給等の防止）

関係部署の負担軽減
（関係情報共有による
重複の排除）
見守り・相談支援への活用

被災者の負担軽減
（同様の申請等の回避）

<課 題>

○ 被災者支援業務の迅速化・効率化については、行政手続の電子化や被災者支援のためのシステムの整備等が有効な手段の一つであるが、現状、約半数の自治体で未整備となっている。

○ 整備が進まない主な原因として、システムの構築・運用コスト等の課題が挙げられる。

自治体のシステム整備促進を目的として、
内閣府において「クラウド型被災者支援システム」を構築

平 時

発災時

応急期

復旧期

○：自治体、●：被災者

<避難行動要支援者名簿>
<個別避難計画>

- 住基情報の利用等による名簿・計画の作成・更新等業務の正確性の確保・省力化
- 避難行動要支援者の検索・抽出が可能
- GIS関連機能により、ハザードマップ上危険な区域に住む方を抽出、地図上で表示（優先して対応する要支援者の検討が可能）

※一部機能は今後実装予定

<避難所管理>

- 避難所・避難者の状況把握が可能

<コンビニ交付>

- 全国のコンビニ等で住民票・印鑑登録証明書の受領が可能（コンビニ交付実施自治体の場合）

<被災者台帳>

- 住基情報をベースとし、必要な情報を入力することで、容易に被災者台帳の作成が可能
- クラウド上で各種データを集約するため、庁舎の被災等の影響を回避
- 各サブシステムの連動により、効率的なデータの集約や活用が可能
- 同じシステムを導入している他の自治体からリモートで受援可能（電話による被災者状況確認等）

<避難所入退所管理>

<避難所管理>

- ● 迅速な避難者名簿の作成により受付時の密を回避（マイナンバーカード等を利用する入退所管理サービスの活用等）
- 避難者の人数や外出状況の把握、健康状態の入力が可能
- 避難所の設備等の状況（自家発電装置、断水等）の入力も可能

<避難行動要支援者名簿>

<個別避難計画>

- 避難行動要支援者の避難状況の把握が可能

<マイナンバーカードを活用した

オンライン申請、コンビニ交付、各種被災者支援手続>

- 申請・交付に係る窓口対応職員の削減
- 相談窓口等の職員の確保
- ● 申請・交付時の密を回避
- 自宅や遠隔地から申請が可能
- 全国のコンビニ等で罹災証明書等の受領が可能（コンビニ交付実施自治体の場合）

<民間提供の被災者支援関連システムとのデータ連携>

- コンビニ交付等の一部の機能が活用可能
- 自宅や遠隔地からの申請や全国のコンビニ等での罹災証明書等の受領が可能

2. クラウド型被災者支援システムの政策的位置づけ

防災施策、デジタル施策の両面から業務を支援するシステムの活用や行政手続きのオンライン化の促進を図ることを位置付け

防災施策としての位置づけ

＜防災基本計画＞（令和3年5月中央防災会議決定）

○市町村は、効率的な罹災証明書の交付、個々の被災者の被害の状況等の情報を集約した被災者台帳の作成業務について、システムの活用等含めた効率的な実施について検討すること（要約）

デジタル施策としての位置づけ

＜デジタル社会の実現に向けた重点計画＞（令和3年6月閣議決定）

＜自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画＞（令和2年12月25日）

○令和3年度（2021年度）中に、市町村が共同で利用できるクラウド上において、住民情報等の情報を活用した被災者支援を効率化する仕組みを構築し、令和4年度（2022年度）以降に市町村に展開する。本仕組みを活用し、マイナンバーカードを活用した罹災証明書の電子申請やコンビニ交付を可能とする（要約）

その他、「自治体の行政手続きのオンライン化に係る手順書」、「デジタル・ガバメント実行計画」にも記載

平成25年の災害対策基本法改正で、各事務を法制化

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

平成25年6月21日公布

背景

- 東日本大震災を踏まえた法制上の課題のうち、緊急を要するものについては、昨年6月に行った災害対策基本法の「第1弾」改正にて措置したところ。その際、改正法の附則及び附帯決議により引き続き検討すべきとされた諸課題について、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の最終報告（同年7月）も踏まえ、さらなる改正を実施するもの。

法律の概要

1 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

- 災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする。
- 災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置（救助、救援活動の妨げとなる障害物の除去等特に急を要する措置）を代行する仕組みを創設すること。
- 大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること。等

2 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

- 市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること。
- 市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。

3 被災者保護対策の改善

- 市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること。
- 災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととする。
- 市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとする。
- 災害救助法について、救助の応援に要した費用を国が一時的に立て替える仕組みを創設するとともに、同法の所管を厚生労働省から内閣府に移管すること。等

4 平素からの防災への取組の強化

- 「減災」の考え方等、災害対策の基本理念を明確化すること。
- 災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること。
- 住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとする。
- 国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること。等

5 その他

令和3年の災害対策基本法改正で、個別避難計画の作成事務を法制化

災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災担当)

趣 旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%
・避難指示で避難すると回答した者：40.0%

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。
〔近年の災害における犠牲者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%〕

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。
〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村：約10%
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村：約57%〕

※併せて、マイナバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
（平成3年5月改定）
内閣府(防災担当)

「優先度が高いと市町村が判断した者について、地域の実情を踏まえながら、改正法施行後からおおむね5年程度で取り組んでいただきたい。」

3. 地方財政措置の概要

クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について

11月16日付事務連絡
参考資料(J-LIS作成)
＜別添2＞

別紙2
12/16修正

・クラウド型被災者支援システムを新たに導入するに当たっては、システム整備費、利用料及びその他費用が必要となります。

利用パターン		【パターンA】 住基データをクラウド型被災者支援システムと 自動連携する場合 (住民票の写し等のコンビニ交付を併せて実施する場合)	【パターンB】 住基データをクラウド型被災者支援システムと 自動連携しない場合
費用内訳			
1.システム整備に必要な費用(導入経費) (初年度のみ)(※)		8,000千円～15,000千円程度 ・緊急防災・減災事業債の活用が可能(令和7年度まで) (充当率100%、交付税措置率70%) ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る 特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度導入分のみ)	～数百万円程度 ・緊急防災・減災事業債の活用が可能 (令和7年度まで) (充当率100%、交付税措置率70%)
2.整備後に 必要な費用 (※)	(1) クラウド型被災者支援 システム利用料 (毎年)	団体基礎額185千円+団体人口比例額(人口×10円/人)	
	(2) コンビニ交付サービスの 運営負担金 (毎年)	350千円/年～9,880千円/年(団体の規模等による) (町村については初年度は0円) ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度導入分のみ (令和6年度まで))	690千円/年～9,880千円/年
	(3) コンビニ等事業者への 委託手数料 (従量課金制)	罹災証明書の交付枚数(107円/枚)(予定*)、 住民票と印鑑証明書の交付枚数(117円/枚) ・後者についてマイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度 導入分のみ(令和6年度まで))	罹災証明書の交付枚数(107円/枚)(予定*)
	(4) その他費用	証明書発行機能等の利用料 (住民票と印鑑証明書のコンビニ交付枚数(180円/枚)) 等	SE支援作業費(CSV作成費用等) ※住基ベンダー等に支払う費用 等

(※)1、2(1)～(4)について、「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金」の活用も可能。
赤字部分は追記箇所。その他地方財政措置についても検討中。
* 団体側で罹災証明書の交付手数料を定め徴収する場合は、117円/枚

・自治体の費用負担の例

＜前提＞令和4年10月から利用開始をした場合の団体規模別の費用例(2.(3)、2.(4)の費用は含んでおりません。)

【パターンA】

団体規模	令和4年度 ＜ 1 + 2.(1) + 2.(2) ＞	令和5年度～ ＜ 2.(1) + 2.(2) ＞
5千人の町村	12,888千円 (うち特交措置は6,385千円程度)	585千円 (うち特交措置はR6まで175千円程度)
1万人の市	11,228千円 (うち特交措置は5,543千円程度)	2,165千円 (うち特交措置はR6まで940千円程度)
3.5万人の市	11,318千円 (うち特交措置は5,525千円程度)	2,755千円 (うち特交措置はR6まで1,111千円程度)
8.5万人の市	9,903千円 (うち特交措置は4,693千円程度)	3,765千円 (うち特交措置はR6まで1,365千円程度)

【パターンB】

団体規模	令和4年度 ＜ 1 + 2.(1) + 2.(2) ＞	令和5年度～ ＜ 2.(1) + 2.(2) ＞
5千人の町村	463千円+数百万円	925千円
1万人の市	1,253千円+数百万円	2,505千円
3.5万人の市	1,378千円+数百万円	2,755千円
8.5万人の市	1,883千円+数百万円	3,765千円

費用は見込みです。詳細は「＜別添2＞クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」をご覧ください。

事 務 連 絡
令和 3 年 12 月 14 日

各都道府県防災主管部(局) 長殿

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（防災デジタル・物資支援担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（被災者生活再建担当）

クラウド型被災者支援システムの導入経費に係る
緊急防災・減災事業債の活用について

クラウド型被災者支援システムの導入経費及びコンビニ交付関係の経費については、既に特別交付税（1/2）措置が適用されている旨、お知らせしたところです（「クラウド型被災者支援システム整備の推進について（令和 3 年 11 月 16 日付事務連絡）」参照）が、別紙のとおり、導入経費について、緊急防災・減災事業債(充当率 100%・交付税措置率 70%) が活用できますのでお知らせいたします。

つきましては、貴防災主管部（局）におかれましても、被災者支援業務の充実を図るため、緊急防災・減災事業債をはじめとする財政措置を活用し、貴管内の市区町村における本システムの導入に向けて、本通知を周知していただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・＜別紙 1＞「防災情報システムに対する地方財政措置(緊急防災・減災事業債等の活用)」
- ・＜別紙 2＞「＜別添 2＞クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」

問い合わせ先
(クラウド型被災者支援システムに関すること)
地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター研究開発部
電話 03-5214-8002 Mail : rddlg@j-lis.go.jp

(防災業務全般、地方財政措置に関すること)
内閣府政策統括官（防災担当）付 クラウド型被災者支援システム担当
電話 : 03-3503-2231 Mail : csus-div.a3w@cao.go.jp

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急防災・減災事業費について対象事業を拡充した上で、事業期間を延長。
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間や東日本大震災からの復興の取組期間を踏まえ、5年間とする。

1. 対象事業 【地方単独事業((6)を除く)】

(下線部分が令和3年8月拡充部分)

(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 (※1)については、公共的団体への補助金債を含む) ○消防団拠点施設等 ○防災資機材等備蓄施設 ○非常用電源 ○津波避難タワー、活動火山対策避難施設等 ○避難路・避難階段(※1) ○指定避難所、災害対策の拠点となる公共施設・公用施設、社会福祉事業の用に供する公共施設等において防災機能を強化するための施設(浸水対策のための施設整備(電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等)を含む)(※1) ○指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設(トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、非接触対応設備、発熱者専用室等) ○災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設(災害対策本部員室、災害対策本部事務局室(オペレーションルーム)、応援職員のための執務室、一時待避所、物資集積所等) ○救急隊員等の使用する消防本部等における感染症対策に係る施設(仮眠室・浴室の個室化、消毒室、トイレ、換気扇、非接触対応設備、固定式間仕切り、救急資材・資機材用備蓄倉庫等) ○緊急消防援助隊の救助活動等拠点施設 ○緊急消防援助隊の機能強化を図るための車両資機材等 ○消防団の機能強化を図るための施設・設備 ○消防水利施設 ○初期消火資機材	(3) 浸水対策等の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設 ○施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転 ○施設の大宗が洪水浸水想定区域内等にあり、地域防災計画に必要な消防署の移転 (4) 消防広域化事業等 ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署の増改築等 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○消防機関間の柔軟な連携・協力(共同化)に伴う高機能消防指令センターの整備 (5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化 ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等 消防署については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象
(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築 ○防災行政無線のデジタル化・防災情報の確実な伝達のための機能強化 ○全国瞬時警報システム(Jアラート)に係る情報伝達手段の多重化 ○防災情報システム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設 ○都道府県と管内全市町村とを結ぶ一体的な衛星通信システムの整備等 ○災害時オペレーションシステム クラウド型被災者支援システムが該当	(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金(※2)の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業 (※2) 防衛施設周辺的生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金

2. 財政措置

(1) 地方債の充当率 100% (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

3. 事業年度 令和3年度～令和7年度(延長前:平成29年度から令和2年度)

4. 事業費 5,000億円(令和3年度)

防災情報システムに対する地方財政措置

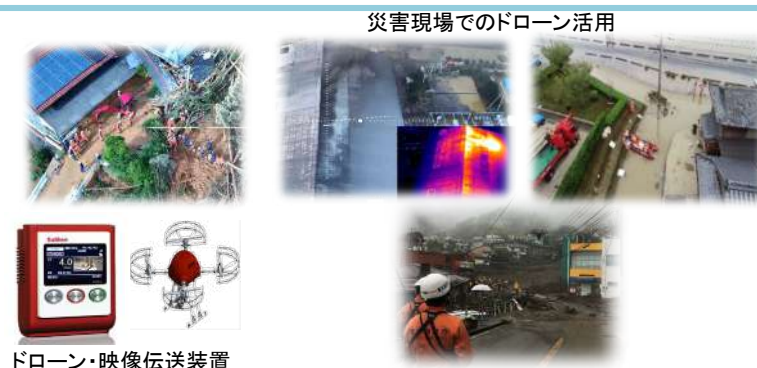
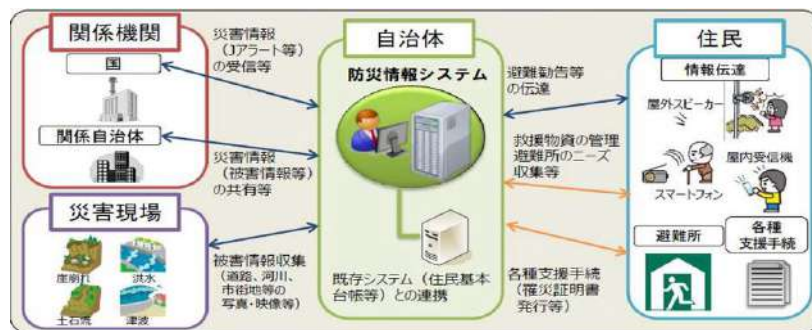
対象事業

○【防災情報システムの新設、更新】

- ①河川水位情報やドローンからの映像等を関係機関や避難所に送り、警報等と呼びかけるシステム
- ②被災者関連機能(被災者台帳管理等)、避難所関連機能(避難所のニーズ把握等)、避難行動要支援者関連機能、関係機関等との災害情報等共有機能及び職員参集連絡機能等を有するシステム
- ③災害情報伝達手段への一斉送信システム
- ④携帯電話網等を活用した情報伝達システム

○【既存の防災情報システムの改修(機能強化)】 サーバーの設置等と一体的に行うソフトウェアの追加に要する経費

【事業イメージ】



※対象事業、留意事項についての詳細は、地方債同意等基準運用要綱・質疑応答集も参照ください

地方財政措置(地方債(充当率・交付税措置)、特別交付税措置)

→ クラウド型被災者支援システムが該当

○【新設・機能強化】緊急防災・減災事業債(令和7年度までの時限措置)

充当率 100%

(交付税算入率 70%)	
--------------	--

○【更新】防災対策事業債

充当率 75%

(交付税算入率 30%)		一般財源 25%
--------------	--	----------

○【非適債事業(個別端末整備、庁舎側設備のソフト改修等)】特別交付税 措置率0.7(令和7年度までの時限措置)

特別交付税 措置率 0.7	一般財源30%
---------------	---------

※特別交付税措置は貸与する場合に限る(譲渡は対象外)。有償貸与により配備する場合は、住民負担分を除いた市町村の負担経費が対象

- 本資料は、2021年12月17日、20日に開催した、都道府県、市区町村向け説明会における資料の抜粋です。説明会の資料、動画は内閣府HP（下記URL）からご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud_shien.html

- また、2022年5月に、都道府県、市区町村向け説明会を実施いたします。前回ご覧いただけなかった機能を中心に、デモ動画をご覧ください。

⇒5月13日(金)、5月16日（月）10時～12時に、オンライン（Webex）で実施。

- 現在、都道府県を通じて、市区町村の職員の方へ説明会の申込みを実施しておりますので、奮ってご参加ください。

■ご質問等がございましたら、下記担当までご連絡ください。

●システム全般に関すること

内閣府政策統括官（防災担当）付クラウド型被災者支援システム担当

電話：03-3503-2231

Mail：csus-div.a3w@cao.go.jp

●各種機能について

個別避難計画・要支援者名簿、被災者台帳、避難所入退所に関すること

電話：03-3593-2849

罹災証明書・被災証明書、被災者支援手続きに関すること

電話：03-3503-9394